

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

|            |  |
|------------|--|
| 担当課        | 消防総務課  |
| 委託業務名      | 南消防署エレベーター保守点検業務委託   |
| 委託業務場所     | 大津市光が丘町  |
| 概要         | 南消防署昇降機の毎月1回の保守点検・修理及び建築基準法に準ずる年次検査  |
| 契約期間       | 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで  |
| 契約年月日      | 令和6年4月1日   |
| 契約金額       | 1,980,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）  |
| 契約の相手方     | [所在地] 京都市下京区東洞院通四条下ル元悪王子町51番地<br>東京建物四条烏丸ビル EAST<br>[名称] フジテック株式会社 京滋支店 支店長 児玉 健二  |
| 契約相手方の選定理由 | 南消防署には、フジテック社製の昇降機が設置されており、設置当初から同社と定期点検の他、故障対応・部品交換等を契約範囲とするフルメンテナンス契約で保守点検委託契約を締結している。<br>故障等の不具合が生じた場合、本設備の製造業者である当該業者でしか迅速な部品調達などの対応ができない。また仮に、保守点検業務を別業者に委託した場合、故障・事故等が起こった時に製造業者と保守点検業者との間で過失責任が不明確となることから、当業務における瑕疵担保責任を明確にするため、製造・設置業者で機械の構造にも精通し、過去において故障時等の対応も良好であった同社と随意契約するもの。 |
| 根拠規程       | 地方自治法施行令第167条の2第1項<br><br>(2) 不動産の買入れ又は借り入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。<br>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。<br>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。<br>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。   |

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
- 2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。